

告示 処遇改善計画 ★金額は期間中に見直しをすることがあります。

- 賃金の改善期間 令和6年2月～令和7年3月

【対象施設】 特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑・デイサービスつつみの森

【財源：自主財源を含む】

令和6年2月～5月分 処遇改善補助金

令和6年6月～令和7年3月分 処遇改善加算（新）

【3月賞与時の支払い：2月・3月の一括払い】

介護正職員 通常賞与に 4,200 円×2 を上乗せして支給する。

看護正職員 通常賞与に 8,000 円×2 を上乗せして支給する。

その他正職員 通常賞与に 4,200 円×2 を上乗せして支給する。

社会保障費負担のあるパート職員

通常賞与に 3,000 円×2 を上乗せして支給する。

2月入職の職員 通常賞与に上記条件の2分の1 を上乗せして支給する。

3月入職の職員・その他のパート職員・施設長 は支給対象外とする。

【4月以降の支払い】

- 令和6年2月末日までに採用されている職員

介護正職員 現在の処遇改善手当に 4,200 円を上乗せして支給する。

看護正職員 現在の処遇改善手当に 8,000 円を上乗せして支給する。

その他正職員 現在の処遇改善手当に 4,200 円を上乗せして支給する。

社会保障費負担のあるパート職員

現在の処遇改善手当に 3,000 円を上乗せして支給する。

- 令和6年3月以降に新規採用された職員（上限額）

介護正職員 処遇改善手当として 26,200 円を月毎に支給する。

看護正職員 処遇改善手当として 13,000 円を月毎に支給する。

その他の正職員 処遇改善手当として 9,700 円を月毎に支給する。

社会保障費負担のあるパート職員

処遇改善手当として 8,500 円を月毎に支給する。

【令和6年7月昇給時：処遇改善手当の逡減の計算方法】

1. 昇給時に処遇改善手当を逡減する。
2. 逡減額は「総昇給額の3分の1から100円を減じた額（100円未満切捨）」とする。ただし、逡減の上限は2,000円までとする。
3. 昇給額500円以下の者、パート職員は逡減をしない。
4. 処遇改善手当の逡減を受けた職員は家賃手当等の逡減を同時に受けない。

【その他】

- 過去に処遇改善により引き上げられた手当類は維持する。
- 処遇改善手当の個別調整は理事長が判断して行う。
- 余剰金が予測される場合は12月もしくは令和7年3月の賞与に上乗せ支給する。
- 資質向上に必要な資格取得研修について申請を理事長に行い、認められれば、それにかかる費用の80%までを一時手当として支給する。なお、受講を完了しなかった場合、及び資格取得後3年以内に退職する場合は返済をしなければならない。（誓約書提出）

逓減額算出早見表

(単位：円)

調整前 昇給額	逓減額	調整前 昇給額	逓減額	調整前 昇給額	逓減額
6,400	2,000	4,400	1,300	2,400	700
6,300	2,000	4,300	1,300	2,300	600
6,200	1,900	4,200	1,300	2,200	600
6,100	1,900	4,100	1,200	2,100	600
6,000	1,900	4,000	1,200	2,000	500
5,900	1,800	3,900	1,200	1,900	500
5,800	1,800	3,800	1,100	1,800	500
5,700	1,800	3,700	1,100	1,700	400
5,600	1,700	3,600	1,100	1,600	400
5,500	1,700	3,500	1,000	1,500	400
5,400	1,700	3,400	1,000	1,400	300
5,300	1,600	3,300	1,000	1,300	300
5,200	1,600	3,200	900	1,200	300
5,100	1,600	3,100	900	1,100	200
5,000	1,500	3,000	900	1,000	200
4,900	1,500	2,900	800	900	200
4,800	1,500	2,800	800	800	100
4,700	1,400	2,700	800	700	100
4,600	1,400	2,600	700	600	100
4,500	1,400	2,500	700	500	0